

公益社団法人静岡県歯科技工士会定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人静岡県歯科技工士会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、歯科技工に関する知識の普及及び向上を図るとともに、歯科技工の質の確保及び向上に係る事業を推進し、もって県民の歯科医療、口腔保健等の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歯科技工の知識及び技術の普及啓発に関する事業
- (2) 歯科技工の業務を通じての地域歯科保健活動の推進に関する事業
- (3) 地域歯科保健事業への協力及び共催に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

歯科技工士の免許を有し、静岡県内に居住又は勤務場所を有している者で、この法人の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員

正会員の中にあつてこの法人に対し特に功労のあつた者で、理事会の推薦に基づき総会において承認されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会で決定された別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この法人の定款、規程又は総会の決議に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 第 39 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに定める計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 定時総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき。(招集)

第 15 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 会長は、理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載し、開催の日の 2 週間前までに書面をもって通知しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項
 - (3) 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができるときはその旨
 - (4) その他法令で定める事項

(議長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有さない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決の行使)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって議決権を行使することができる。この場合において、第18条及び第19条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第22条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 13名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、1名を専務理事、5名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令、この定款及び総会の決議に基づき、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行し、総括する。

3 副会長及び専務理事は会長を補佐し、業務を分担執行する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告

を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 この法人に顧問2名以内を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱し、任期については会長が別に定める。
- 3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応える。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第30条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) その他法令で定められた事項

(開催)

第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度に3ヶ月に1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その理事が招集するとき。

(4) 法令の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し理事会の目的である事項、日時、場所その他必要な事項を記載した文書により招集の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員が同意するときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第37条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て会長が別

に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により、報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第41条 この法人は、総会の決議により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第43条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第44条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議により公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

（事務局）

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 補則

（委任）

第47条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は片瀬隆次とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

- 1 本改正定款は 2022 年（令和 4 年）6 月 25 日から施行する。